

姫路市教育委員会会議録（令和8年3月）

○ 日 時 令和8年3月23日（月）午後1時から

○ 場 所 教育委員会会議室

○ 開 会（午後1時）

日程第1 会議録署名委員の指名等

日程第2 会期の決定

日程第3 議事

議案第59号 姫路市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について

議案第60号 姫路市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

議案第61号 姫路市学校管理規則の一部を改正する規則の制定について

議案第62号 姫路市教育委員会職名規則の一部を改正する規則の制定について

議案第63号 姫路市立幼稚園園則等の一部を改正する規則の制定について

議案第64号 姫路市教育委員会決裁規程の一部を改正する規程の制定について

議案第65号 姫路市立学校文書取扱規程の一部を改正する規程の制定について

議案第66号 姫路市教育委員会安全衛生管理規程の一部を改正する規程の制定について

議案第67号 姫路市教育長の権限に属する事務の委任に関する規程の制定について

議案第68号 地方自治法第180条の2の規定に基づく協議について

議案第69号 姫路市学校施設長寿命化計画の見直しについて

議案第70号 姫路市教育委員会 業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について

議案第71号 姫路市指定重要有形文化財の指定について

議案第72号 姫路市子ども読書活動推進計画（第5次）の策定に係る臨時代理の承認について

議案第73号 姫路市教育委員会における標準的な職及び標準職務遂行能力を定める規則の一部を改正する規則の制定について

議案第74号 教育委員会事務局及び学校職員の人事異動について

議案第75号 地方自治法第180条の2の規定に基づく協議について

議案第76号 社会教育法第8条の2の規定に基づく意見聴取に関する臨時代理の承認について

日程第4 報告

1 市立小学校等給食室への空調設備の整備について

2 市立学校体育館空調設備の有償利用について

3 姫路市教育情報セキュリティポリシーの改定について

4 令和8年度姫路市立高等学校推薦入学及び複数志願選抜に係る受検者及び合格者数について

5 いじめ重大事態の対応状況について

日程第5 教育長職務代理者の指名について

日程第6 次回委員会開催日時等

日程第7 その他

- 出席者 (委員) 久保田教育長、山下委員、森下委員、中野委員、三木委員
 (事務局) 平山教育次長、濱田教育総務部長、藤保教育企画室長、
 角倉学校教育部長、砂山生涯学習部長、城谷城内図書館長、
 藤岡総務課長、加野学校施設課長、柳田教職員課長、
 中尾学校指導課長、古林教育研修課長、儀武生涯学習課長、
 大西文化財課長
 (書記) 杉本総務課係長、馬場総務課主任

○ 議事の内容

教育長

- ただいまから定例の教育委員会を開催いたします。
- 出席者数は、定足数に達していますので、委員会は成立いたしております。
- それでは、これより日程に入ります。
- 日程第1、本日の会議録署名委員の指名等を行います。
 本日の会議録署名委員は、姫路市教育委員会会議規則第13条第2項の規定により中野委員を指名します。
- 次に、事前にお配りしております前回の会議録について、御意見はございませんか。
- 特に御意見もないようですので了承したいと思います。
- 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。
 本定例会の会期は、本日限りとしたいと思います。
 これに御異議ございませんか。

(委員)

[異議なしの声あり]

教育長

- 異議なしと認めます。よって、提案のとおりといたします。
- それでは、日程第3 議事 及び日程第4 報告 に入りたいと思いますが、
 議案第73号 姫路市教育委員会における標準的な職及び標準職務遂行能力を定める規則の一部を改正する規則の制定について
 議案第74号 教育委員会事務局及び学校職員の人事異動について
 議案第75号 地方自治法第180条の2の規定に基づく協議について
 議案第76号 社会教育法第8条の2の規定に基づく意見聴取に関する臨時代理の承認について
 報告事項の4 令和8年度姫路市立高等学校推薦入学及び複数志願選抜に係る受検者及び合格者数について
 報告事項の5 いじめ重大事態の対応状況について
 が、追加になっております。

- 教育長 ○ 議事に先立ち、議案の一括審議及び公開又は非公開の決定について、お諮りしたいと思います。
- まず、一括審議についてですが、議案第 61 号及び第 62 号並びに議案第 73 号及び第 74 号は関連がありますので、一括審議としたいと思います。
- これに御異議ございませんか。
- (委 員) [異議なしの声あり]
- 教育長 ○ 異議なしと認め、議案第 61 号及び第 62 号並びに議案第 73 号及び第 74 号は一括審議とします。
- 教育長 ○ 次に、公開又は非公開についてですが、議案第 73 号及び第 74 号は会議規則第 15 条第 1 号に規定する「教育委員会に属する職員の任免その他の身分取扱に関する事件」に該当し、報告事項の 5 は同条第 6 号に規定する公開が不適当な事件に該当するため、非公開にすることが適当であると考えますが、賛成の方は挙手願います。
- (委 員) [挙 手]
- 教育長 ○ 全員賛成と認め、議案第 73 号及び第 74 号並びに報告事項の 5 は非公開と決定します。
- なお、会議の進行上、公開案件から審議いたします。
- 教育長 ○ それでは、
議案第 59 号 姫路市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について
事務局からこの件について説明してください。
- (事務局) ○ (総務課長 議案第 59 号について説明)
「1 改正の理由」につきましては、令和 8 年 4 月 1 日付けの組織改正等に伴い、必要な改正を行おうとするものでございます。
「2 改正の内容」でございますが、令和 8 年 4 月 1 日の姫路市立高等学校の開校に伴い、教育企画室の分掌事務である「新市立高等学校に関すること」を「姫路市立高等学校に関すること」に改めるものでございます。
「3 施行期日」につきましては、令和 8 年 4 月 1 日としております。
- 教育長 ○ この件について、各委員は質疑を願います。

- 教育長 ○ それでは、特に意見等もないようですので、お諮りいたします。
議案第 59 号 姫路市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について
原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。
- (委員) [挙 手]
- 教育長 ○ 全員賛成と認め、議案第 59 号は、原案のとおり可決しました。
- 教育長 ○ 次に、
議案第 60 号 姫路市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
事務局からこの件について説明してください。
- (事務局) ○ (総務課長 議案第 60 号について説明)
「1 改正の理由」でございますが、現行制度では、夏季休暇の取得期間は7月から9月までと定められています。しかし、一部の職員においては、業務の繁忙期と重なる等の理由により、同期間に休暇の全部又は一部を取得することが困難な状況が見られます。この状況を改善し、職員がより計画的に休暇を取得できる環境を整え、柔軟な働き方を推進するため、所要の改正を行おうとするものでございます。
「2 改正の内容」でございますが、夏季休暇の取得可能期間について、「7月から9月まで」を「6月から10月まで」に改めます。
「3 施行期日」でございますが、令和8年4月1日としております。
- 教育長 ○ この件について、各委員は質疑を願います。
- 教育長 ○ それでは、特に意見等もないようですので、お諮りいたします。
議案第 60 号 姫路市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。
- (委員) [挙 手]
- 教育長 ○ 全員賛成と認め、議案第 60 号は、原案のとおり可決しました。
- 教育長 ○ 次に、
議案第 61 号 姫路市学校管理規則の一部を改正する規則の制定について
及び
議案第 62 号 姫路市教育委員会職名規則の一部を改正する規則の制定について

を一括審議します。
事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

- (総務課長 議案第 61 号及び第 62 号について説明)

議案第 61 号及び第 62 号は、いずれも、令和 8 年 4 月に開校する姫路市立高等学校にキャリアセンターを設置することに伴い所要の改正を行おうとするものですので、まとめてご説明いたします。

まず、議案第 61 号についてでございますが、「1 改正の理由」につきましては、令和 8 年 4 月 1 日付けの組織改正等に伴い、必要な改正を行おうとするものでございます。

次に、「2 改正の内容」でございますが、1 点目としまして、姫路市立高等学校にキャリア教育及び探究活動の支援等を分掌させるため、キャリアセンターを設置し、所長を置くものでございます。2 点目としまして、これに伴う所要の改正を行います。

「3 施行期日」につきましては、令和 8 年 4 月 1 日としております。

次に、議案第 62 号についてでございますが、「1 改正の理由」につきましては、本年 4 月 1 日付けの組織改正等に伴う規定整理を行おうとするものでございます。

「2 改正の内容」でございますが、教育委員会の所管に属する学校の職員の身分及び職名の表に、姫路市立高等学校内のキャリアセンターに置くこととなる所長を加えるものでございます。

「3 施行期日」につきましては、令和 8 年 4 月 1 日としております。

教育長

- この件について、各委員は質疑を願います。

教育長

- それでは、特に意見等もないようですので、お諮りいたします。

議案第 61 号 姫路市学校管理規則の一部を改正する規則の制定について
及び

議案第 62 号 姫路市教育委員会職名規則の一部を改正する規則の制定について

原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

(委員)

[挙 手]

教育長

- 全員賛成と認め、議案第 61 号及び第 62 号は、原案のとおり可決しました。

教育長

- 次に、

議案第 63 号 姫路市立幼稚園園則等の一部を改正する規則の制定について
事務局からこの件について説明してください。

- (学校指導課長 議案第 63 号について説明)

(事務局)

「1 改正の理由」でございますが、近年、幼稚園において特別な配慮を必要とする園児数が増加傾向にあるなど、より一層、幼児一人一人の置かれた状況や発達特性等に応じ、行き届いた教育を推進するための環境整備が必要であることから、学級編制基準を引き下げるために幼稚園設置基準が改正されたことに伴い、本市の市立幼稚園の定員についても同様に引き下げようとするものでございます。

「2 改正の概要」でございますが、改正は2段階に分けて行います。まず、「(1)姫路市立幼稚園園則の一部改正」でございますが、4歳児定員と5歳児定員について、定員35名の園は定員30名に、定員70名の園は定員60名に引き下げます。次に、「(2)姫路市立幼稚園園則の一部を改正する規則の一部改正」でございますが、昨年8月の定例教育委員会において可決され、12月に公布した一部改正規則において、城東幼稚園及び手柄幼稚園の4歳児定員を引き下げる改正を行っておりますが、5歳児定員については改正を行っておりません。この一部改正規則の施行日は令和8年4月1日としており、まだ到来しておりませんので、施行の前に一部改正規則をさらに改正し、5歳児定員を引き下げようとするものでございます。

「3 施行期日」でございますが、「2(1)姫路市立幼稚園園則の一部改正」の改正は令和8年4月1日、「2(2)姫路市立幼稚園園則の一部を改正する規則の一部改正」の改正は公布の日としております。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

教育長

○ それでは、特に意見等もないようですので、お諮りいたします。
議案第63号 姫路市立幼稚園園則等の一部を改正する規則の制定について
原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

(委員)

[挙 手]

教育長

○ 全員賛成と認め、議案第63号は、原案のとおり可決しました。

教育長

○ 次に、
議案第64号 姫路市教育委員会決裁規程の一部を改正する規程の制定について
事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

○ (総務課長 議案第64号について説明)
「1 改正の理由」につきましては、姫路市教育委員会決裁規程において、補助執行事務の決裁に関する規定等について必要な改正を行おうとするものでございます。
「2 改正の内容」につきましては、1点目としまして、補助執行事務の決裁

についてでございますが、市長部局の職員が教育委員会の権限に属する事務を補助執行する場合における決裁区分及び手続について、市長部局の課長は、教育委員会の課長、室長、市立高等学校長とみなすこととされていますが、現状として課長相当の室長がないこと、また、実務として高校のみならず全ての市立学校園について学校園長を課長相当と取り扱っていることから、これを課長、市立学校園長とみなすよう改めるものでございます。2点目としまして、教育財産の使用許可等の決裁区分についてでございますが、現行は、決裁区分が教育次長のみであるところ、案件の重要性に応じた決裁区分とするものでございます。これは市長部局における決裁区分とも合致するものでございます。その他規定整理を行っております。

「3 施行期日」につきましては、令和8年4月1日としております。

教育長

- この件について、各委員は質疑を願います。

教育長

- それでは、特に意見等もないようですので、お諮りいたします。
議案第64号 姫路市教育委員会決裁規程の一部を改正する規程の制定について
て
原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

(事務局)

[挙 手]

教育長

- 全員賛成と認め、議案第64号は、原案のとおり可決しました。

教育長

- 次に、
議案第65号 姫路市立学校文書取扱規程の一部を改正する規程の制定について
て
事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

- (総務課長 議案第65号について説明)
「1 改正の理由」でございますが、校務支援システムの更新により、学校における文書管理が電子化されることに伴い、必要な改正をするほか、所要の規定整理を行おうとするものでございます。
「2 改正の概要」でございますが、文書管理事務のシステム化につきまして、文書管理に関する事務処理は、原則としてシステムにより行うものとし、帳簿の作成や決裁の手続はシステム上の記録をもって代えることができるよう、関係部分を改めます。また、システムにより到達した文書は、自動的にシステム内で收受されることとするほか、文書の発送についても電子的な方法を原則とするよう、関係部分を改めます。このほか、改正に伴う所要の規定整理を行います。
「3 施行日」でございますが、令達の日といたします。

- 教育長 ○ この件について、各委員は質疑を願います。
- 教育長 ○ それでは、特に意見等もないようですので、お諮りいたします。
議案第 65 号 姫路市立学校文書取扱規程の一部を改正する規程の制定について
原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。
- (委員) [挙 手]
- 教育長 ○ 全員賛成と認め、議案第 65 号は、原案のとおり可決しました。
- 教育長 ○ 次に、
議案第 66 号 姫路市教育委員会安全衛生管理規程の一部を改正する規程の制定について
事務局からこの件について説明してください。
- (事務局) ○ (総務課長 議案第 66 号について説明)
「1 改正の理由」につきましては、労働安全衛生法に基づき、教育委員会の所管に属する事業場における安全及び衛生の確保に係る業務を統括管理する総括安全衛生管理者の代理者について、実際にその事業場を所管する者が代理できるようにしようとするものでございます。
「2 改正の内容」につきましては、学校給食事業場を所管する総括安全衛生管理者である学校教育部長の代理者について、「健康教育課長」としていたものを「健康教育課長又は健康教育課主幹」に変更しようとするものでございます。
「3 施行期日」につきましては、令達の日からとしております。
- 教育長 ○ この件について、各委員は質疑を願います。
- 教育長 ○ それでは、特に意見等もないようですので、お諮りいたします。
議案第 66 号 姫路市教育委員会安全衛生管理規程の一部を改正する規程の制定について
原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。
- (委員) [挙 手]
- 教育長 ○ 全員賛成と認め、議案第 66 号は、原案のとおり可決しました。
- 教育長 ○ 次に、
議案第 67 号 姫路市教育長の権限に属する事務の委任に関する規程の制定について

事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

- (総務課長 議案第 67 号について説明)

「1 制定の理由」につきましては、学校施設の目的外使用許可の権限につきましては、平成 15 年 3 月の教育委員会からの通知により、定例・軽易な案件に限り教育長から学校長に委任されていますが、令和 5 年 2 月の包括外部監査において、一時的な取扱であれば通知で差し支えないが、一時的ではない場合は通知の内容が引き継がれなくなる可能性があることから、規則で定めることを検討するよう意見が出されました。これを踏まえ、当該通知の内容を教育委員会の訓令として定めようとするものでございます。

「2 制定の概要」でございますが、第 1 条では、規程の趣旨を定め、第 2 条では、学校施設の目的外使用許可に関する事務を学校長に委任する具体的な場合を規定しております。例を挙げますと、校区 PTA による使用や、部活動や姫カツクラブ活動のための使用、また、校区内の自治会等が地元行事で使用するなどがございます。第 3 条では委任事務のうち重要なものの報告について、第 4 条では重要・異例な事態が生じた場合における教育長の指示について定めております。

「3 施行期日」につきましては、令和 8 年 4 月 1 日としております。

教育長

- この件について、各委員は質疑を願います。

教育長

- それでは、特に意見等もないようですので、お諮りいたします。
議案第 67 号 姫路市教育長の権限に属する事務の委任に関する規程の制定について
原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

(委員)

[挙 手]

教育長

- 全員賛成と認め、議案第 67 号は、原案のとおり可決しました。

教育長

- 次に、
議案第 68 号 地方自治法第 180 条の 2 の規定に基づく協議について
事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

- (総務課長 議案第 68 号について説明)

「1 趣旨」につきましては、先ほどの議案第 67 号においてご説明した学校施設の目的外使用許可に関連しまして、その許可に係る使用料の徴収及び減免の権限は、そもそも市長の権限に属する事務でございますので、このうち定例又は軽易なものに限り、地方自治法第 180 条の 2 の規定に基づき教育委員会へ事務委任させるため、協議の申入れを行おうとするものでございます。

「2 協議の理由」につきましては、学校施設の目的外使用許可に係る使用料

の徴収及び減免に関する事務は、市長の権限に属する事務でございますが、定例又は軽易なものについては学校園長において処理を行うこととするため、市長と教育委員会との地方自治法第 180 条の 2 の規定に基づく協議の申入れを行うものでございます。

「3 委任させる事務」につきましては、学校施設の目的外使用許可に係る使用料の徴収及び減免に関する事務(定例又は軽易なものに限る。)、でございます。

「4 委任の開始日」につきましては、令和 8 年 4 月 1 日でございます。

教育長

- この件について、各委員は質疑を願います。

教育長

- それでは、特に意見等もないようですので、お諮りいたします。
議案第 68 号 地方自治法第 180 条の 2 の規定に基づく協議について
原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

(委員)

[挙 手]

教育長

- 全員賛成と認め、議案第 68 号は、原案のとおり可決しました。

教育長

- 次に、
議案第 69 号 姫路市学校施設長寿命化計画の見直しについて
事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

- (学校施設課長 議案第 69 号について説明)
「計画見直しの趣旨」でございますが、計画策定から 5 年が経過し、計画策定時点と比較して、学校施設の老朽化が進行するとともに、物価高等により施設整備費が高騰しております。また、学校園の統合・再編の取組も本格化し、学校施設に対するバリアフリー化、環境への配慮等の社会的要請も高まっております。これらの状況を踏まえ、計画の見直しを行うものでございます。

「主な見直し箇所」についてご説明いたします。

「第 1 章 長寿命化計画について」のうち、第 1 節から第 4 節までは、大きな見直しはございません。「第 5 節 対象施設」につきましては、施設数について時点修正いたしました。本計画策定年度である令和 2 年度と比較して、中学校は 1 校の増、幼稚園は 6 園の減、給食センターは 1 か所の増、トータルで 4 施設減少しております。

「第 2 章 第 1 節 1 施設の築年数」につきましては、築年数の割合を時点修正いたしました。建築後 30 年以上経過した施設が全体の約 89%から約 91%と、2 ポイント上昇し、築 40 年以上経過した施設は約 68%から約 83%と、15 ポイント上昇しており、老朽化が進んでいる状況でございます。「(2)本計画策定後の長寿命化改修の状況」について、新たに記載いたしました。計画策定後、令和 6 年度までに、校舎は 4 校、体育館は 5 校で長寿命化改修を実施し、鉄筋コンクリ

ートや鉄骨などの構造体の劣化対策、ライフラインの更新、断熱性の確保等を行いました。また、令和6年度に実施した体育館には、併せて空調を設置しました。ただし、校舎については、従前の大規模改修と異なり、校舎の棟全体を改修したため、工事期間が1年から2年と長期になり、学校行事や騒音対策など学校運営との調整に苦慮したことがございました。このような課題への対応策も検討しながら、引き続き長寿命化改修を実施してまいります。「第2節 人口の推移」につきましては、直近の推計を反映させております。「第3節 学校園の統合・再編」について、新たに記載しております。「1 小中学校」、「2 高等学校」、「3 幼稚園」のそれぞれにつきまして、現在、教育委員会が進めている統合・再編の取組を記載しております。第4節の「2 施設整備費の推移」につきましては、従来型の建替中心の整備を行った場合の施設整備費について、工事単価の見直しを含む時点修正を行いました。計画策定時点では、過去の整備費と比較して、約1.9倍、年平均約105.3億円であったものが、近年の物価高による改築単価、改修単価の高騰の影響を加味すると、過去の整備費の約2.4倍、年平均約134.2億円が見込まれる結果となりました。

「第3章 施設整備の基本方針」でございますが、「第1節 学校施設の目指すべき姿」に変更はございません。「第2節 基本方針」につきましては、令和8年度から包括管理業務委託を導入し、日常の維持管理の質を向上しながら、施設の劣化状況等を的確に把握し、改修計画の精度を高め、老朽化対策を効果的に実施する旨を追記いたしました。「第3節 長寿命化型整備について」のうち、「1 長寿命化改修（全面改修）の目的」、「2 目標使用年数」、「3 長寿命化改修の判断基準」、「4 改修周期」については、見直しはございません。「5 ライフサイクルコストの縮減及び財政支出の平準化」につきましては、長寿命化型の整備を行う場合の施設整備費について、工事単価の見直しを含む時点修正を行いました。従来型の建替中心の整備に比べ、年間約19億円、40年間で約769億円のライフサイクルコストを縮減し、財政支出の平準化を図ることができる結果となりましたが、過去の整備費との比較では、計画策定時点では、約1.6倍であったものが、この度は、約2倍と増加しており、厳しい財政状況や限られた人員のもと、更なるコストの縮減や財政支出の平準化への検討が必要であると考えております。第4節の「1 計画の考え方」につきましては、年間の整備校数の見直しと、整備事業費の時点修正を行いました。過去5年間の整備費の平均約57.1億円と、近年の施設整備費の高騰及び整備に携わる人員の状況等を考慮し、校舎は年間1～2校程度、体育館・武道場は2校程度、給食室は1校程度を目標とし、整備を進めてまいります。「3 バリアフリー化の推進」及び「4 環境を考慮した学校施設の整備推進」について、新たに記載しております。学校施設のバリアフリー化については、文部科学省から将来的に目指す姿として、「公立の小中学校等について、原則全ての学校施設において、車いす使用者用トイレ、スロープ等による段差解消、エレベーターの整備等のバリアフリー化がなされ、障害等の有無にかかわらず、誰もが支障なく学校生活を送ることができる環境が整備されていること」を目指す。」ことが示されています。本市においても、長寿命化改修の際に、

体育館の多目的トイレの設置、校舎のエレベーターの設置を進めてまいります。また、スロープ等による段差解消にも引き続き取り組んでまいります。また、「4 環境を考慮した学校施設の整備推進」につきましては、環境負荷の低減に対応するため、照明のLED化を含む省エネルギー型設備の導入や建物の断熱化など、学校施設のZEB化に可能な限り取り組んでまいります。

「第4章 第1節 3 施設保有量の適正化、施設の有効活用等」につきましては、現状を踏まえ、新たに記載し、あるいは内容を変更しております。「(1) 学校園の統合・再編への対応」については、各方針に基づく学校園の統合・再編を見据えた適切な施設整備を実施するとともに、統合時に施設整備を要する場合は、既存施設の転用や共用を検討した上で、必要最小限の改修とし、施設規模の適正化を図ってまいります。「(2) 中学校の35人学級への対応」については、令和8年度からの中学校35人学級の導入に当たり、既存の特別教室の転用や余裕教室の活用を検討しつつ、将来の児童生徒数推計と整合した最適な学習環境の確保に努めてまいります。「(4) プール」については、現在進めている民間プール・公営プールの活用及び近隣の学校との共同利用を、引き続き進めてまいります。「(5) 武道場」については、姫カツによる利用計画も踏まえて、今後あり方を検討してまいります。「(6) 給食室」については、ドライ化困難校について、廃幼稚園跡地等を利用した周辺校との親子化方式を推進することで解消を目指してまいります。「4 民間活力の導入」といたしまして、「(1) 包括管理業務委託」について新たに記載いたしました。

本市の学校施設の老朽化対策は、喫緊の課題であることは十分に認識しているところでございます。また、バリアフリー化や環境へ配慮した整備など、施設の機能や性能を現代の社会的要請に応じた水準まで引き上げることも求められております。一方で、厳しい財政状況や限られた人員の中、より効率的な整備が必要でございます。引き続き、学校園の統合・再編へ適切に対応しつつ、令和8年度から導入する包括管理業務委託を効果的に活用しながら、安全・安心な学校づくりに取り組んでまいります。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

(問)

改修の対象となる学校園の優先順位は、どのような基準で決まっていくのでしょうか。

(答)

原則は古い順ですが、学校の状況によって老朽化の進み具合が違いますので、それを考慮して整備順位を決めています。

(問)

老朽化による危険度のレビューはどのようにされていますか。

(答)

技術職の職員が各学校を訪問したり、学校長への聞き取り等で判断をしています。

- (意見) 適切な運用だと思います。
- 教育長 ○ それでは、他に意見等もないようですので、お諮りいたします。
議案第 69 号 姫路市学校施設長寿命化計画の見直しについて
原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。
- (委員) [挙 手]
- 教育長 ○ 全員賛成と認め、議案第 69 号は、原案のとおり可決しました。
- 教育長 ○ 次に、
議案第 70 号 姫路市教育委員会 業務量管理・健康確保措置実施計画の策定に
ついて
事務局からこの件について説明してください。
- (事務局) ○ (教職員課長 議案第 70 号について説明)
まず、策定の経緯でございますが、昨年 6 月に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」、いわゆる「給特法」が一部改正されました。この改正法において、国は、深刻な教員不足や精神疾患による休職者の増加といった実態を重く受け止め、教員の時間外在校等時間を「月 45 時間、年 360 時間以内」とする具体的な目標を掲げております。あわせて、各サービス監督教育委員会に対し、業務管理や健康確保のための「実施計画」を策定・公表すること、さらに、その実施状況を総合教育会議へ報告することを義務付けております。これを受けまして、本市において「姫路市教育委員会 業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定するものであります。
次に、計画の概要でございますが、本計画は、本市における教員の長時間労働を是正し、心身の健康を保持する持続可能な教育体制の構築に向けて、令和 8 年度から 11 年度までの 4 年間で期間として、その取組目標を設定したものです。本市としましては、まずは最優先の到達目標として、「1 か月あたりの時間外在校等時間が 80 時間を超える教職員をゼロにすること」を目指し、計画最終年の令和 11 年度には、「1 年間における教職員の 1 箇月時間外在校等時間の平均時間を 30 時間程度」にするとともに、「全ての教職員の 1 年間時間外在校等時間を 360 時間以下」にすることを目指します。
今後、本計画については、達成状況に応じて柔軟に内容を見直し、実効性のある働き方改革を推進してまいります。
- 教育長 ○ この件について、各委員は質疑を願います。
- (問) 全国的に、残業や休日出勤等により心身が疲れて休んでしまう教員が多く、実働

の先生が減っているというのが問題になっていますが、姫路市における休職中の教員の割合は何%くらいで、国や県の平均と比べてどうですか。休職中の教員の割合をゼロにするのが目標なのか、様々な要因があるのでゼロは無理だとしても、令和11年度までに何%から何%に下げるといった目標数値をもって施策をすることが重要だと思います。単に時間数を減らしたただけだと、結果としてどうだったかが見えないと思いますので、時間数だけではなく、戻ってくる先生がどれだけいて、実働の先生の数がどれだけ増えたか、なおかつそれで生徒への対応が薄くなるわけではなく、予定どおりの授業、教育ができたというのが指標としてあると思うので、成果を見るポイントを再整理された方がいいと思います。

(答) 病休取得者の割合は計算していませんが、3月1日現在、小学校で13名、中学校で8名、特別支援学校で2名、高等学校で1名、幼稚園で1名の計25名です。指標としては、ストレスチェックを毎年全教職員対象に実施しており、ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を減らしていこうと考えています。令和6年度は10%でしたが、8%まで減らすという数値目標をあげています。全国平均と比べてどうかについては、全国のデータを持ち合わせていないので回答できません。

(問) 時間外在校等時間を見ると、教頭先生が小・中・高校で突出して長いですが、教頭先生の業務の具体的な見直しは行われていますか。

(答) 働き方改革の一環として、スクール・サポート・スタッフを配置しており、教頭先生が今までしていた電話対応や来客対応を担ってもらったり、雑務をお願いするなど、教頭先生の負担軽減をしています。

(問) 校長先生は時間外在校等時間が教頭に比べて少ないですが、実際にこれぐらいの数値なのか、申告していないのか、どちらですか。

(答) 地域の会合などに出られることが多い校長先生もいます。この数値は学校に実際にいる時間となっていますので、夕方早めに学校を出て、地域の会合に出席してそのまま帰宅されるケースも多々ありますので、学校外でも校長先生が働いているのは事実としてあります。

(問) 時間外在校等時間の長さが高ストレスは、関連しているのでしょうか。

(答) 一概に時間外在校時間が長い人が高ストレスとは限りません。時間外在校等時間が長くても、やりがいを感じてやっている人もいますし、オーバーワークになっている人もいます。

教育長

○ それでは、他に意見等もないようですので、お諮りいたします。
議案第70号 姫路市教育委員会 業務量管理・健康確保措置実施計画の策定に

ついて

原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

(委員)

[挙 手]

教育長

○ 全員賛成と認め、議案第 70 号は、原案のとおり可決しました。

教育長

○ 次に、
議案第 71 号 姫路市指定重要有形文化財の指定について
事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

○ (文化財課長 議案第 71 号について説明)

姫路市教育委員会から姫路市文化財保護審議会に対し、有形文化財 2 件につきまして、姫路市指定重要有形文化財に指定の可否について諮問しており、その審議の結果、指定の価値ありとの答申をいただきましたので、指定理由を添付して議案として提出するものです。

見野古墳群 6 号墳出土品の指定理由でございますが、見野古墳群は、姫路市四郷町見野に所在する古墳群で、古墳時代後期から終末期の群集墳です。古墳群は兵庫県指定史跡、姫路市指定史跡となっております。古墳群は平成 17 年度から平成 20 年度にかけて、姫路市教育委員会と立命館大学文学部が測量調査と発掘調査を実施しました。

現在、出土品は姫路市埋蔵文化財センターに所蔵されております。見野古墳群 6 号墳は、一つの墳丘に 2 基の横穴式石室を有する「双室墳」であり、兵庫県内の双室墳としては、他に西宮市と朝来市にある古墳が知られる程度で、類例の少ない古墳です。見野古墳群 6 号墳出土品は、6 世紀後葉から 7 世紀中葉の時期にかけてのもので、ネコとみられる足跡についた須恵器や、耳環などの装身具、鉄刀や馬具などの金属製品など多くの副葬品が原位置を保ったまま出土しております。これらの出土品には時期差があることから、数十年間の限られた期間内で継続的に追葬が行われたことを窺わせる良好な資料です。

類例の少ない双室墳からの一括資料であることを併せ、市川下流域における当該期の群集墳出土遺物として、基準となり得る資料であることから、姫路市指定重要有形文化財として指定する価値を有していると、評価されているところでございます。

豆田遺跡出土木簡附井戸枠墨書部材の指定理由でございますが、豆田遺跡は姫路市町坪と玉手にまたがる弥生時代と中世の遺跡です。中播都市計画事業英賀保駅周辺土地区画整理事業に伴い発見されたもので、発掘調査は区画整理道路部分を対象に姫路市教育委員会が平成 13 年度から令和 5 年度にかけて実施いたしました。出土品は、現在、姫路市埋蔵文化財センターに所蔵されております。木簡は 15 世紀前半の室町時代の居館の井戸から出土しました。井戸は方形の井戸枠の内側に多角形の井戸枠を組み合わせた二重構造の井戸で、広島県の草戸千軒町

遺跡や京都などの富裕層が想定される場や都市的な場で見つかっているものと共通しております。この井戸内から室町時代の「応永」の年号が書かれた大般若経などの「祈祷札」が 17 点まとめて出土しました。こうした祈祷札は、全国 33 遺跡から 36 点の出土が確認できますが、豆田遺跡では祈祷札が 11 点出土しており、まとめて出土した事例でございます。また、判読できた年号から、応永年間の十数年にわたり断続的に祈祷が行われたことが判明します。木簡の出土した井戸枠に書かれた花押は、「武家様」あるいは「足利様」と呼ばれる室町時代の武家特有のもので、こうした祈祷と武家の関わりを具体的に示す資料であることから、姫路市指定重要有形文化財として指定する価値を有していると、評価されているところでございます。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

(問)

重要文化財に指定された後は、埋蔵文化財センターで展示されるのですか。

(答)

現在公開はしていませんが、今後、展示を検討します。

(問)

市内各地で文化財が発掘されていますが、一括して埋蔵文化財センターで保存、修復等の管理をしているのですか、それともエリアごとに管理しているのでしょうか。

(答)

市内で発掘した考古資料に関しては、埋蔵文化財センターで一括管理しています。

(問)

その具体的な活用としては、埋蔵文化財センターに展示してあるものを、小中学校の児童生徒をはじめ皆さんに機会を作って見てもらうという方法に限られているのですか。

(答)

埋蔵文化財センターで見ていただくのが基本ですが、小学校に出前講座に行ってお子たちに発掘したものを触ってもらうようなこともしていますし、他の博物館の展示会に貸し出しもしています。

教育長

○ それでは、他に意見等もないようですので、お諮りいたします。

議案第 71 号 姫路市指定重要有形文化財の指定について
原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

(委 員)

[挙 手]

教育長

○ 全員賛成と認め、議案第 71 号は、原案のとおり可決しました。

教育長

- 次に、
議案第 72 号 姫路市子ども読書活動推進計画（第 5 次）の策定に係る臨時代理の承認について
事務局からこの件について説明してください。

（事務局）

- （城内図書館長 議案第 72 号について説明）
姫路市子ども読書活動推進計画の策定について、姫路市教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則第 3 条の規定に基づき教育長が臨時に代理したので、承認を得ようとするものです。
本計画につきましては、前回の定例教育委員会でお示しいたしました市民意見（パブリック・コメント）の募集結果を受けた修正を行った後、修正、追記した箇所はなく、教育長が臨時代理承認を行い、策定しております。
今後の予定としましては、パブリック・コメントの募集結果を、図書館や支所など計画案を掲出した機関及び市ホームページにおいて公表するとともに、計画そのものも市ホームページに掲載し、SNS なども活用して、計画の周知に努めてまいります。加えて、4 月中に、計画冊子を学校園、市政情報センター、図書館、公民館などに配布いたします。

教育長

- この件について、各委員は質疑を願います。

（問）

計画の達成基準がないと、計画自体の評価ができないと思いますが、数値的な基準はありますか。

（答）

子供の意見を取り入れることが子供の読書を推進していくうえで必要ではないかということで、新規事業の一つとして「子ども選書会議」を開催しますが、その成果を見る指標として、年齢ごとの図書館の登録率を見ていくことも考えています。

（問）

不読率を下げることが直接的な目標になっていますが、その結果目指すべきことが図書館の登録率向上ではないと思います。不読率が下がること自体で教育効果が高くなるという共通認識ができていない状況では、教育環境の向上や児童生徒の学力向上につながっていくような施策を進め、より一層成果を作っていないと、継続していくことが困難になると思います。来年、再来年に向けて、現時点から何を目指していくかというアウトカムを明確にしていってほしいと思います。

（答）

登録率を指標として、計画に基づく事業を実施することで不読率を下げっていくことなのですが、最終的に何を指すのかについては、子供たちの読書離れによって読書を通じて学ぶ機会が減っている状況ですので、本から多くのことを学ぶこと、ひいては子供の生きる力を高めていくことにつながるよう、読書を普及していく必要があると思っています。

(意見)

昭和の頃は、本を読んだ方がいいという価値観がありましたが、現在は生成AIやインプットできるリソースが多様になっていますので、読書が最優先の価値だという共通認識はないと思います。何のために行うのかというのを定量的なところでまで落とし込んでいって、基準や指標も含めた定量的な概念を期待しています。

(問)

図書館の方が、無料で頼み方も簡単で種類が多いにもかかわらず、あえて民間書店の有料サービスを使って本を借りる人もいますが、図書館の本の種類、見せ方、活用のされ方と民間書店との差異は何でしょうか。図書館の本をもっと活用してもらおうとするならば、民間の有料サービスとの差異を見てみることで、受け手側の価値や使い方のヒントがあると思います。

(答)

図書館の蔵書の考え方として、ベストセラーや注目度の高い本は、民業圧迫にもつながるので多くは蔵書としておりません。図書館の基準にあった本を幅広く揃えることとしています。館内では季節ごとに本の紹介をするなど、テーマを決めて展示するコーナーを設けており、並べた本を多くの人に手に取って見てもらえています。SNSの活用については、もっと色々な方法があると思いますので、検討していきたいと思います。

教育長

○ それでは、他に意見等もないようですので、お諮りいたします。
議案第 72 号 姫路市子ども読書活動推進計画（第 5 次）の策定に係る臨時代理の承認について

教育長

報告のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

(委員)

[挙 手]

教育長

○ 全員賛成と認め、議案第 72 号は、報告のとおり承認しました。

教育長

○ 次に、
議案第 75 号 地方自治法第 180 条の 2 の規定に基づく協議について
事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

○ (総務課長 議案第 75 号について説明)
「1 趣旨」につきましては、市長の権限に属する事務のうち普通財産の管理事務について、地方自治法第 180 条の 2 の規定に基づき、教育委員会の補助機関である職員及び教育委員会の管理に属する機関の職員により補助執行することについて、協議の申入れがあったものでございます。
「2 協議の理由」につきましては、地方自治法第 238 条の 2 第 3 項に基づき、教育委員会において教育財産を用途廃止したときは、直ちにこれを長に引き継がなければならないこととなっています。本市では、行政財産を用途廃止した場合、

「未利用財産等引継マニュアル」に定める手続を踏むまでは管財課に引き継がれず、財産所管課において当該財産を管理することとなっています。教育委員会事務局内において教育財産の用途を廃止した普通財産について、上記マニュアルに定める手続を経るまでの間、管理事務に係る補助執行規定を追加することで、地方自治法及び本市の事務手続に則った管理を行うことができるようにするため、協議があったものでございます。

「3 補助執行しようとする事務」につきましては、普通財産（教育財産の用途を廃止したもので、市長が特に必要と認めるものに限る。）の管理に関すること、でございます。

「4 補助執行の開始日」につきましては、令和8年4月1日からの予定としております。

市長からの当該補助執行についての申入れに対する回答につきましては、異存のない旨回答しようとするものです。

教育長

- この件について、各委員は質疑を願います。

教育長

- それでは、特に意見等もないようですので、お諮りいたします。
議案第75号 地方自治法第180条の2の規定に基づく協議について
原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

（事務局）

[挙 手]

教育長

- 全員賛成と認め、議案第75号は、原案のとおり可決しました。

教育長

- 次に、
議案第76号 社会教育法第8条の2の規定に基づく意見聴取に関する臨時代理の承認について
事務局からこの件について説明してください。

（事務局）

- （生涯学習課長 議案第76号について説明）
令和8年2月13日付で市長から依頼のあった社会教育法第8条の2の規定に基づく、姫路市立公民館条例の一部を改正する条例の制定に係る意見聴取について、緊急を要したため、姫路市教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則第3条の規定に基づき、教育長が臨時に代理したので、その内容を報告し承認を得ようとするものでございます。
姫路市立公民館条例の一部を改正する条例でございますが、姫路市立香呂南公民館を令和8年9月1日に開設しようとするもので、高齢者交流施設として利用されていた香寺いきがいセンターを廃止し、新たにコミュニティ活動の拠点施設として市の直営公民館である香呂南公民館に転用するものでございます。条例改正にあたり、市長から社会教育法第8条の2の規定に基づく意見聴取依頼があり

ましたが、これに対し、異存がない旨回答いたしました。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

教育長

○ それでは、特に意見等もないようですので、お諮りいたします。
議案第 76 号 社会教育法第 8 条の 2 の規定に基づく意見聴取に関する臨時代理の承認について

教育長

報告のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

(委員)

[挙 手]

教育長

○ 全員賛成と認め、議案第 76 号は、報告のとおり承認しました。

教育長

○ 次に、
報告事項の 1 市立小学校等給食室への空調設備の整備について
事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

○ (学校施設課長 報告事項の 1 について説明)
本件は、市立小学校等給食室への空調設備の早期導入に向けた取組についてご報告するものでございます。

「1 目的」につきましては、近年の猛暑の状況に鑑み、市立小学校等の給食室に空調設備を早期に導入することで、調理師の労働環境及び食材の衛生管理の質の向上を図ることを目的としております。

「2 整備対象校」でございますが、市立小学校等のうち給食室がある学校は、全部で 60 校でございます。そのうち整備済及び整備予定の学校が 20 校、令和 11 年度までに統廃合等が予定されており給食室が不要となる学校が 4 校ございますので、残りの 36 校が整備の対象となり、そのうち、23 校は DB 方式により、13 校は空調機の移設により整備いたします。

「3 整備手法」でございますが、23 校につきましては、早期の導入を実現するため、整備期間の短縮が見込まれる設計施工一括方式 (DB 方式) による整備を予定しております。整備に当たっては、サウンディング型市場調査を行い、地元企業の参入促進や整備期間の短縮などが可能かどうか検討いたします。13 校につきましては、統廃合を進める必要がある学校及びドライ化困難校でございます。これらの学校については、廃園となった幼稚園の空調機を移設し、対応いたします。

「4 整備スケジュール」でございますが、令和 8 年 2 月から 4 月にかけてサウンディング型市場調査を行い、令和 8 年度下半期に整備事業者を決定し、令和 11 年 6 月までに全ての給食室への整備を完了させたいと考えております。

「5 事業費及び財源について」でございますが、総事業費は、廃園となった幼稚園の空調機の移設に係る経費を含めまして 12 億 3,282 万 3 千円で、このう

ち令和8年度当初予算分は、8,864万5千円でございます。財源は、国庫補助金及び学校教育施設等整備事業債を活用する予定でございます。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

教育長

○ それでは、特に意見等もないようですので、報告事項の1についてはこれです承したいと思えます。

教育長

○ 次に、
報告事項の2 市立学校体育館空調設備の有償利用について
事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

○ (学校施設課長 報告事項の2について説明)

本件は、現在、市立学校施設に整備を進めている体育館空調設備の令和8年度からの有償利用についてご報告するものでございます。

「1 趣旨」につきましては、市立学校の体育館を学校教育以外の目的で使用する方に、空調設備を利用する場合に、使用電力料等の実費相当額の負担を求めらるものでございます。

「2 利用できる期間」でございますが、夏季は5月1日から10月31日まで、冬季は12月1日から3月31日までとしております。ただし、スポーツを行う目的で体育館を使用する場合は、夏季のみ利用できるものといたします。

「3 空調料金」でございますが、空調利用に係る使用電力量等の実費相当額として、1時間当たり500円としております。

「4 納付方法」でございますが、姫路市オンライン手続ポータルサイトを利用し、利用者の情報や利用開始時刻、利用時間等を報告した上で、クレジットカード払いによるオンライン決済により納付していただきますが、ポータルサイトやオンライン決済の利用が困難な方につきましては、納付書払いにも対応いたします。

「5 歳入予算額」でございますが、令和8年度の歳入予算として、1,501万5千円を計上しております。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

教育長

○ それでは、特に意見等もないようですので、報告事項の2についてはこれです承したいと思えます。

教育長

○ 次に、
報告事項の3 姫路市教育情報セキュリティポリシーの改定について
事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

○ (教育研修課長 報告事項の3について説明)

これまで姫路市では、令和3年12月に制定しました「姫路市教育情報セキュリティポリシー」に基づき、教育における情報セキュリティ確保に努めてまいりましたが、このたび、令和7年3月に文部科学省が発表した「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」をもとに、「姫路市教育情報セキュリティポリシー」の改定を行いました。改定にあたりましては、市長部局の情報セキュリティポリシーを所管するデジタル戦略室とも協議し、姫路市教育情報セキュリティ委員会の審議を経たのち、副市長の決裁を受けており、4月1日から施行する予定です。

セキュリティポリシー改定の基本方針につきましては、これまで、本市では、市長部局版と教育版のセキュリティ基本方針が並列して存在しておりました。しかし、情報漏洩リスクやサイバー攻撃が巧妙化する中、市全体として統一したセキュリティへの考え方を持つことが不可欠となっているため、文部科学省のガイドラインを踏まえ、教育版についても市長部局の「基本方針」と一本化することといたしました。これにより、市全体の大きな方針を学校にも準用し、姫路市として統一されたセキュリティへの考え方のもとで対応を進めます。

対策基準につきましては、1点目は、適用範囲の記載で、ポリシーを適用する情報資産の範囲や用語について、より具体的に明記しました。2点目は、基本方針の一本化に伴う、組織体制の見直しです。新しいセキュリティポリシーでは、教育長を統括教育情報セキュリティ責任者としています。これにより、基本方針との整合性が高まりました。また、校務支援システムなど教育委員会が整備するシステムの利用範囲が幼稚園等にも広がることも踏まえ、セキュリティポリシーが適用される範囲を変更しています。3点目は、情報資産の分類の変更です。現行版では分類を決定するのに複雑なプロセスが必要でしたが、直接的に分類できるように簡略化され、簡単に判断できるような仕組みになっています。4点目は、次世代校務DX環境への対応に関する記載です。クラウドサービスの利用に関わる部分が詳細化され、新しいデジタル環境に対応できるようになっています。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

教育長

○ それでは、特に意見等もないようですので、報告事項の3についてはこれで了承したいと思います。

教育長

○ 次に、
報告事項の4 令和8年度姫路市立高等学校推薦入学及び複数志願選抜に係る受検者及び合格者数について
事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

○ (学校指導課長 報告事項の4について説明)

まず、2月16日に実施しました推薦入学につきましては、姫路市立高等学校

は、定員 120 名に対して、志願者数、受検者数とも 276 名、合格者 120 名で、倍率は 2.30 倍でございました。

推薦入試全体の倍率は、兵庫県推薦入学等志願状況において、昨年度の倍率 1.30 に対し 1.23 と少し低下している中、全県的にみても高倍率となっております。

次に、3月12日に実施されました一般入試における複数志願選抜につきましては、姫路市立高等学校は、定員 240 名に対して、志願者数 281 名、受検者数 279 名、倍率は 1.17 倍でございました。

全県の志願者数は 0.97 倍、第 4 学区の志願者数は 0.95 倍と、今年度は公立高校の志願者数が減少しておりますが、姫路市立高等学校は第 4 学区で一番高い倍率となりました。合格者数は、第 2 志望での合格も含め、240 名でございました。

姫路市立高等学校は、ご承知のとおり、令和 8 年 4 月に開校します。開校に向けて、オープンハイスクールや学校説明会、ホームページや Instagram、note などによる広報活動において、中学生、保護者の方に知っていただき、興味を持っていただくことで、受検者数を確保することにつながっていると考えております。

(意見)

これまでの市立 3 校の合計と比べて、枠自体を大幅に減らしているのので、倍率が上がるのは当たり前ですが、志願者、受検者数が市立 3 校合わせたときに比べて大幅に減っているということは、他の学校を受けているということですので、その傾向が他の学校と比べてどうなのかを見ていく必要があると思います。また、2 年目の数字がとても重要になってきますので、開校 1 年目にどのようなことをして、それをどう発信していくのかが重要だと思えます。

(答)

市立高校のみでなく、県立高校も含めると、定員を増やした学校もありますので、全体的に見ていきたいと思っています。4 月から新入生を迎え、今後どういう学校にしていこうかということが重要になってくると思っていますので、精一杯頑張っていきたいと考えています。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

教育長

○ それでは、他に意見等もないようですので、報告事項の 4 についてはこれです承りたいと思います。

・・・[非公開案件の審議]・・・

教育長

○ 次に、
日程第 5 教育長職務代理者の指名について
に入ります。

- 教育長 ○ 教育長職務代理者は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条において、教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行うと定められているものでございます。任期については、法律で具体的な定めがないため、1 年間を区切りとして、令和 7 年度は山下委員に就任していただいております。
- 教育長 ○ 令和 8 年 4 月 1 日から 1 年間の教育長職務代理者を指名いたします。
- 教育長職務代理者として森下委員を指名します。
- 森下委員 ○ 教育長職務代理者をお受けいたします。
ただし、事務局の事務の統括及び事務局職員の指揮監督につきまして、非常勤である私が職務を担うことは困難であると考えますので、教育次長に委任したいと思います。
- 教育長 ○ ただいま、森下委員から教育次長への職務の委任につきまして、申出がありました。森下委員が、事務局の事務の統括及び事務局職員の指揮監督の職務を行うことは困難であると認め、教育長職務代理規則第 2 条の規定により、教育次長に委任することといたします。
- 教育長 ○ 以上で、本日の案件は全て終了しました。
- 教育長 ○ 次に、日程第 6 次回委員会開催日時等を議題といたします。
事務局より説明してください。
- (事務局) ○ 次回の定例教育委員会を、4 月 21 日火曜日の午後 2 時に開催していただきたいと思っております。
- 教育長 ○ 事務局からの提案どおり、次回の委員会については、4 月 21 日火曜日の午後 2 時に開催することに御異議ございませんか。
- (委員) [異議なしの声あり]
- 教育長 ○ 異議なしと認めます。よって、次回の委員会の開催については 4 月 21 日火曜日の午後 2 時に開催することといたします。
- 教育長 ○ 以上で、本日の案件は全て終了しました。
○ それでは、日程第 6 その他に入りたいと思います。
○ 事務局から、何か報告、連絡事項はありませんか。

(事務局)

[特になし]

教育長

○ 以上で本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日の委員会を閉会いたします。

○ 散 会 (午後 3 時 3 分)

姫路市教育委員会会議規則第 13 条第 2 項に基づき署名する。

久保田教育長

中野教育委員